

曾於市小規模企業者家賃給付金給付事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に影響が大きい小規模企業者の固定費である家賃の給付を実施し、事業の継続を支援します。

1 対象者（下記の①から⑤まですべて該当することが必要です。）

- ① 1年以上（原則）継続して同一事業を営んでおり、かつ、今後も事業を継続する意思がある小規模企業者
 - ※ 小規模企業者とは…「常時使用する従業員（正規社員）」が「製造業その他」は20人以下、「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業等は除く。）」は5人以下の法人及び個人
 - ※ 対象外：暴力団関係者、風営法第2条第5項から第10項まで及び同条第13項第2号に規定する営業を行う者、農業・林業・漁業に属する者、政治団体、宗教上の組織又は団体
- ② 個人で市内に住所を有する者又は法人で市内に本社を有する者
- ③ 所有者から賃借している事業所がある者
 - ※ 事業所 商業等の用に供する目的で賃借している建築物
- ④ 令和2年2月から7月までの間のいずれか1か月において、売上高が前年同月比で50%以上減少した小規模企業者
- ⑤ 納期が到来した市税等に未納のない者又は納税相談を行っている者

2 給付額

家賃3か月分（上限15万円）

3 申請期間・方法

【申請期間】令和2年5月15日（金）～令和2年8月31日（月）必着！

【申請方法】郵送（窓口に来庁される際は、必ず電話で事前に御相談ください。）

4 申請書類

- ① チェックシート…曾於市ホームページからダウンロードしてください。
- ② 申請書…曾於市ホームページからダウンロードしてください。
- ③ 売上高の減少（50%以上）が確認できる確定申告書、売上台帳、試算表等の写し
- ④ 賃貸借契約書の写し又は家賃の支払が証明できる通帳の写し等
- ⑤ 個人事業の開業届出書の写し又は商業登記簿謄本の写し
- ⑥ 振込口座が確認できる申請者名義の通帳等の写し
- ⑦ 請求書…曾於市ホームページからダウンロードしてください。

5 郵送・問い合わせ先

〒899-8692

鹿児島県曾於市末吉町ニ之方1980番地

曾於市役所 商工観光課

電話：0986-76-8282 FAX：0986-76-7285

メールアドレス：keizai-01@city.soo.lg.jp